

事務連絡  
平成24年6月22日

各都道府県教育委員会  
文化財所管課長 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）  
村田 健一

### 文化財建造物の耐震対策について

昨年の東日本大震災においては、多くの文化財建造物が被災しました。そうした中で、耐震対策を行っていたものについては、被害がほとんど見られず、対策の効果が確認されました。これを踏まえ、今後発生が懸念されている巨大地震に備えるため、早急に文化財建造物の耐震対策を進める必要があります。

このたび、文化庁では重要文化財（建造物）の耐震診断に関する指針及び実施要領の改正を行いました。今後、これらの指針及び実施要領に基づき、下記の方針で耐震対策を進めていきたいと考えております。

加えて、登録有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物についても、建築基準法の適用を受ける場合にはそれを満たした上で、本通知の趣旨を尊重して耐震対策を推進したいと考えております。

については、貴域内の市区町村（教育委員会及び関係部局）、重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の所有者等への周知方よろしくお願いいたします。

#### 記

1. 根本修理を行う場合は、修理に合わせ耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合には、耐震補強を講じること。
2. 根本修理以外の修理（部分修理や屋根替修理など）を行う場合にも、基本的に、修理に合わせ耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合には、少しでも被害を軽減させる耐震補強等を講じること。
3. 不特定多数の人が出入りしたり脆弱な構造を有するなど、早急に対策が必要な建物においては、修理に拘わらず、耐震診断・耐震補強を早急を実施すること。
4. 天井材の落下などの非構造部材の地震被害が、人命に危害を与えることも懸念されており、非構造部材の耐震対策を行うこと。

（連絡先）  
文化庁文化財部参事官（建造物担当）  
震災対策部門 担当：西川 英佑  
電話 03-5253-4111（内線 3146）  
（耐震診断指針及び実施要領の入手先）  
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/taishin/shishin.html>